



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	私法における利益吐出しの発生根拠と法律構成に関する比較法的研究：人格権侵害の民法的規制を中心として
Author(s)	梁, 超
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第16561号
Issue Date	2025-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k16561
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98171
Type	doctoral thesis
File Information	Liang_Chao_abstract.pdf, 論文内容の要旨 https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/



学 位 論 文 内 容 の 要 旨

博士の専攻分野の名称： 博 士（法学）

氏名 梁 超

学 位 論 文 題 名

私法における利益吐出しの発生根拠と法律構成に関する比較法的研究
—人格権侵害の民法的規制を中心として—

本稿は、人格権侵害に関する事例を中心として、私法における利益吐出しの発生根拠と法律構成とを考察することを目的とするものである。具体的には、①「加害者の不当な利益をこの者に吐き出させることの正当性」と「加害者から吐き出された不当な利益を被害者に分配することの正当性」（発生根拠）、及び、②「加害者から吐き出された利益が被害者に分配されることの実現性」（法律構成）のあり方を明らかにしたい。

上記の問題意識のもとで、本稿は、以下の流れで進める。すなわち、(1) 日本における人格権の確立と発展に関する過程を整理し、人格権侵害に関する利益吐出しの諸相を取りあげ、そして、(2) 利益吐出しの発生根拠・法律構成をめぐる日本の論争と問題点を分析し、さらに、(3) この問題に関する中国及びドイツの対応策について比較法的考察を行い、最後に、(4) 人格権侵害に関する私法における利益吐出しの根拠と構成とについて、その再構造（私見）を明らかにしたい。具体的には、以下のとおりである。

まず、人格権侵害の民法的規制を中心に、日本における私法上の利益吐出しをめぐる議論状況と問題点を分析する（第1章）。加害者が被害者の人格権に対する侵害によって巨額の利益を獲得するという状況を打開するため、裁判所は「慰謝料の高額化」、「使用料相当額と他の財産的損害賠償の承認」及び「使用料相当額と慰謝料の承認」という三つの間接的解決策で、加害者の一部の利益を実質的に剥奪しようとする。だが、これらの実務上の解決策では、上述のような状況から直接的かつ根本的に抜け出すことはできない。そこで、学説においては、被害者が加害者に対して利益吐出しを行わせること根拠とその法律構成とに関する検討が進められてきた。本稿では、これらのうち、まず、発生根拠の論争と問題点については、制裁・抑止説である通説と、多元説である新説という従来の議論を考察した上で、制裁・抑止説から多元説への転向の有益点と問題点を検討する。また、違法行為への制裁・抑止という観点に基づき、加害者の不当な利益をこの者から奪うべきであるという点については、学説上、見解の一致が見られるものの、なぜ加害者から吐き出された利益が被害者に分配されるべきであるかという問題は、未解決である、と言わなけ

ればならない。そして、その解決策として、発生根拠と法律構成を組み合わせることで考察することが必要である。次に、法律構成の論争と問題点については、本稿では、契約の法律関係と契約外の法律関係に分けて考察する。前者については、信託義務違反説と介入権説に基づく利益吐出の可能性を論じているのに対して、後者に関しては、準事務管理説、事務管理説、不当利得説、不法行為説と独立の救済手段説を取り上げる。各学説にはいくつかの問題点も存在している。

次に、立法、学説及び実務の側面から、中国法上の利益吐出しをめぐる議論状況と問題点を考察する（第2章）。第1に、立法の側では、「公法介入—国庫に返還する」と「私法介入—被害者に返還する」との二つの対応策を試みている。また、人格権に関する利益吐出しの発生根拠については、これを予防・抑止の観点から正当化する見解が採られる。第2に、学説の側では、利益吐出しの法律構成について、不法行為説、及び独立の請求権説が有力であるほか、信託義務違反説、擬制信託説、介入権説、準事務管理説、不当利得説も存在している。特に、人格権侵害に関する利益吐出しの法律構成に関しては、多くの学者は、主に準事務管理説、不当利得説、不法行為説、及び独立の請求権説をめぐって議論している。第3に、判例の側では、(i) 名誉権・プライバシー権、(ii) パブリシティ権、(iii) 不特定多数人の個人情報、(iv) 身体的人格権及び(v) 故人の人格的利益、という五つの人格権（人格的利益）のそれぞれをめぐる判例の概要を整理し、その内容などについて検討する。

さらに、ドイツ法上の利益吐出しをめぐる議論状況については、主に立法・判例・学説の鳥瞰、及び代表的論客の見解を焦点に据えて分析する（第3章）。立法では、不当利得や不法行為による救済では利益吐出しという問題に十分に対応することができないことを補うために、ドイツ民法典（BGB）の制定当初から、BGB687条2項に基づく準事務管理制度が定められていることである。そして、判例では、異なる権利の侵害で得た不当な利益について、異なる救済策が取られる。例えば、他人の一般的人格権を侵害して財産的損害を生じさせた場合、利益吐出しも、ある程度損害賠償額の算定方法の一つとして承認されている。さらに、人格権に関わる非財産的損害が生じた場合においては、利益吐出しは金銭賠償額の判断上の算定要素としてこれを考慮すべきである、とされる。また、学説では、利益吐出しの問題の解決については、準事務管理説が通説であるほか、不当利得説、不法行為・損害賠償法説、信託義務違反説、独立の救済手段説も存在している。

近時、利益吐出しの研究に係る代表的専門家は、Gerhard Wagner教授、Tobias Helms教授、及びAndré Janssen教授である。発生根拠については、Wagner説によれば、予防のみが含まれる。だが、Helms教授は、Wagner説を批判しており、特定の不当な行為への制裁と信託義務違反こそが発生根拠である、と提唱する。そして、Janssen教授は、Wagner教授が主張する予防説に賛成しており、付随的制裁機能を持つことをも認める。法律構成については、Wagner教授とJanssen教授は、立法論を通じて、損害賠償法説の再設計を唱えており、前者はBGB687条2項の削除とBGB251条3項の新設を提案し、後者はBGB285条1項とBGB687条2項の維持、かつ、BGB847条に情報開示請求権・計算書作成請求権及

び独立の公認会計士による審査請求権を導入することを主張する。それに対して、両教授の見解と異なり、Helms 教授は、解釈論を通じて準事務管理説の再修正を提唱している。法律効果については、Helms 教授、Janssen 教授、及び Wagner 教授は、「一部の不当な利益のみが被害者に分配されるべきである」という立場で合致するが、それぞれ相違もある。

そして、以上の考察によって得られた各種の知見を基に、日本の法制度を基礎として、利益吐出しの発生根拠・法律構成の再構造を試みる（第 4 章）。すなわち、日中独の素描と分析とを踏まえつつ、再構造される各発生根拠の間に体系的かつ統合的關係を形成するとともに、再構造される発生根拠と再構造される法律構成との間に相互に作用し合う効果を持たせることを唱える。さらに、再構造される発生根拠は、①制裁・予防、②広義の商業機会の保護、及び③信認關係の保護である。注目すべきは、これらの三者は、「並列關係」ではなく、「一体両翼」という關係にあることである。また、Helms 説の示唆を受けて、修正された準事務管理説は、再構造される法律構成として位置づけられるべきである、と解する。しかも、この法律構成を日本法の体系に適切に組み込むため、実体法と手続法の側面からさらなる再構造を図る必要がある。

最後に、本稿の中核的検討をまとめた上で、日本法、中国法、ドイツ法の考察から得られた結論と残された課題とを叙述する（終章）。